



男女共同参画社会の 実現に向け一歩前進！

鳥取市男女共同参画推進条例が制定されました

条例制定までの経緯

平成11年 6月	男女共同参画社会基本法が制定される
平成12年12月	鳥取県男女共同参画推進条例が制定される
平成13年 7月	鳥取市広域女性交流室連絡会から条例制定を望む要望書が提出される
平成13年 8月	「 ^{ひと} 女と ^{ひと} 男とのハーモニーフェスタ」(男女共同参画活動を行う団体・個人から成る実行委員会の主催)において条例制定を求める大会宣言が採択される
平成13年10月	鳥取市における男女共同参画条例のあり方検討委員会を設置(公募委員を含む)
平成13年12月15日～ 平成14年1月15日	条例案について市民政策コメントを実施
平成14年 2月	鳥取市における男女共同参画条例のあり方検討委員会より条例案が提言される
平成14年 3月	3月定例市議会で条例案可決、「鳥取市男女共同参画推進条例」制定

鳥取市は、男女共同参画社会を実現するため、各種施策を積極的に進めています。しかし、性別による固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」といった意識)などが根強く残っており、女性と男性が対等な立場で社会のさまざまな分野に参画できる環境は十分に整っていないとも言えません。

このような状況を改善し、男女共同参画社会を早期に実現していくために県内三十九市町村で初めて、条例を制定しました。